

# 場面目次

国語の授業で  
社会の授業で①  
社会の授業で②  
算数の授業で  
理科の授業で①  
理科の授業で②  
音楽の授業で  
図画工作の授業で  
美術の授業で  
体育の授業で  
技術・家庭、情報の授業で  
家庭の授業で  
道徳の授業で  
特別活動(学級活動・ホームルーム活動)で  
特別活動(学校行事)で①  
特別活動(学校行事)で②  
特別活動(生徒会活動)で  
総合的な学習の時間で①  
総合的な学習の時間で②  
夏休みの課題提出で

各場面の右上には学校種別を記していますが、これは場面で採用した事例から適当と思われる発達段階を便宜上示したものですので、必ずしもこの種別にとらわれる必要はなく、子どもたちの実態や活動場面に応じて活用してください。

この事例集で教科等ごとに紹介した場面は、必ずしもその教科等でしか活用できないものばかりではありませんので、示された教科等以外でも類似の場面があれば工夫して活用してください。

各場面の【教師のための解説】の欄には、作者(著作権者)の了解が必要である旨を記載しているものがあります。これらの了解の手続きについては、一般的には必ずしも文書で処理する必要はなく、口頭でも有効ですが、利用の範囲や方法その他の条件について後日の紛争を避けるためには、文書で明確にしておくほうがよりよいでしょう。団体が著作権を管理している場合には、一定の書式が定められているケースがあります。